

奨学金給付等対象者選考委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という。）が、定款第34条第12項に基づき、定款第4条第1項第1号に定める事業（以下「建築関連事業」という。）及び同項第2号に定める事業（以下「法曹関連事業」という。）の対象者を公正に選考するために必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会の構成等)

第2条 選考委員会は、建築関連事業対象者の選考を目的とするものと法曹関連事業対象者の選考を目的とするものの2種類とする。

- 2 選考委員会は、5名以上の選考委員をもって組織する。
- 3 建築関連事業対象者の選考を目的とする選考委員会は、建築の分野における経験と知見を有する選考委員が2分の1以上でなければならない。法曹関連事業対象者の選考を目的とする選考委員会は、司法の分野における経験と知見を有する選考委員が2分の1以上でなければならない。
- 4 選考委員は、この法人の理事若しくは評議員又は外部の者から、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 5 選考委員には、各選考委員相互に親族関係その他の特殊の関係にある者が含まれてはならない。
- 6 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 7 この法人は、選考委員に対し、審査料として、審査会への出席1回につき3万円（税込）の報酬を支給する。ただし、審査会への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。
- 8 この法人は、理事会の承認を得て、選考委員に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。なお、理事会の事前承認を経ていない場合には、直近の理事会において報告の上、事後承認を得なければならない。
- 9 選考委員は、建築関連事業又は法曹関連事業の対象者になるべく申請した者との関係が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申請者に関する議案の審議及び議決に加わることができない。
 - (1) 選考委員が直接面識のある者が申請者である場合
 - (2) 選考委員が直接面識のある者の2親等以内の親族が申請者である場合
 - (3) 審議及び議決に際して公正かつ適正な判断がなされないおそれがある特別な関係が選考委員と申請者との間に認められる場合
- 10 選考委員は、審査会に自ら出席して意見を述べなければならない。代理人の出席は認められない。

(選考委員会の権限等)

第3条 選考委員会は、別に定める「建築を専攻する大学院生に対する奨学金給付に関する規程」及び「司法修習生に対する奨学金給付等に関する規程」に従い、建築関連事業又は法曹関連事業の対象者の選考を行う。

2 選考委員会は理事会の諮問機関であり、建築関連事業又は法曹関連事業の対象者の最終決定は、選考委員会の意見を踏まえて、理事会が行う。

(選考委員会の開催等)

第4条 選考委員会は、理事長が招集する。

2 選考委員のうち1名を委員長、1名を副委員長とし、委員の互選により選任する。

3 委員長は、選考委員会を代表し、選考委員会の議長としての職務を行う。

4 副委員長は、委員長を補佐する。

(決議)

第5条 選考委員会の決議は、第2条第9項各号に該当する選考委員を除く選考委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって行う。

(補欠)

第6条 任期の満了前に退任した選考委員の補欠として選任された選考委員の任期は、退任した選考委員の任期の満了する時までとする。

(運営細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、議事の運営について必要な細則は、選考委員会が別に定める。

附則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。